

ベトナム向けの原産地証明書の PDF 発給について

【2023 年 9 月 19 日～】

2023 年 6 月 14 日

日本商工会議所

6 月 14 日付で経済産業省のホームページで公表されているとおり、日ベトナム EPA および日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定に基づくベトナム向けの原産地証明書について、本年 9 月 19 日より PDF ファイルでの発給に切り替えます。

（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230614001/20230614001.html>

これに伴い、上記 EPA については、本年 9 月 15 日をもって専用紙での発給を廃止し、9 月 19 日以降の発給申請分から、全て PDF ファイル形式による電子発給になります。ベトナム税関で輸入申告する際、原産地証明書番号と発給日の情報を申告することにより、ベトナム税関はシステム上で原産地証明書の情報を確認することができるようになるため、輸入者が PDF ファイルや紙の原産地証明書を使用する必要はなくなりますが、詳細は現地の手続きをご確認ください。

なお、2023 年 9 月 15 日以前に専用紙で発給された原産地証明書については、2023 年 9 月 19 日以降も有効期間内であればベトナム税関で受理されます。

PDF ファイルについては、発給審査が終了し、手数料の入金を確認できた後、状態が「交付済」になった時点で、発給システムのサイト上からダウンロード可能です。発給窓口での受け渡しや郵送はございません。

また、発給手数料の支払方法は、現金での支払いを廃止しますので、事前振込（クレジット払い/事前振込）もしくは後日払いでお支払いください。

本件に係るプログラムの改修に伴う第一種特定原産地証明書発給システムの停止時期等、詳細は後日改めてご連絡いたします。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)